

処分基準の改定概要

1 改定の主な理由

「道路交通法施行令」の一部が平成14年6月1日に改正されたことに伴い、道路交通法に係る処分基準を一部改正する。

2 改定内容

(1) 処分事情の一部改正

ア 道路交通法施行令第26条の6第2項に規定されている違反に伴う処分事情の内、最高速度違反、積載物重量制限超過、積載方法違反及び放置駐車違反に伴う下命・容認については、「過去1年以内」が「過去1年内に2回以上」の違反行為をした者と改正された。

イ 交通事故を起こしたときの処分事情の「建造物を損壊したこと」が削除された。

(2) その他

必要な用語の修正を行った。

3 施行予定日

令和7年12月24日